

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

当市を取り巻く地位の災害発生状況および想定される災害発生情報は、羽生市が策定した羽生市地域防災計画（平成28年3月作成、令和4年3月一部修正）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

①立地環境・人口等

【立地】

羽生市は関東地方のほぼ中央、埼玉県北東部に位置し、都心から60km、さいたま市（浦和区）から40kmの距離にあり、東と南は加須市、西は行田市、北は利根川を隔てて群馬県に隣接している。

市域は東西10.25km、南北6.71km、面積58.64平方キロメートル。主な交通機関は、東武伊勢崎線、秩父鉄道、東北自動車道羽生インターチェンジ、国道122号、国道125号がある。市の中心部は、商工業の市街地となっており衣料の町として発展し、周囲は農業地帯で肥沃な田園に恵まれている。



【人口】

令和4年9月30日現在で、総人口：54,034人（年少人口：5,647人、生産年齢人口：31,892人、老年人口：16,495人）、世帯数24,067となっている。

当市の人口は2000年の57,499人をピークに年々減少し、2045年の推計値では生産年齢人口20,316人、年少人口3,651人と予測されており、少子高齢化が進行し労働者不足が危惧される。

②想定される災害リスク

【地震】

(当市で過去に発生した主な地震災害)

当市における主な地震被害の履歴は次のとおりである。

発生年月日	震源	M	概要
1855. 11. 11 (安政2年)	江戸	6.9	県内の推定震度大宮5、浦和6。荒川沿いに土手割れ、噴砂発生。家屋、土蔵等に多くの被害。
1859. 1. 11 (安政6年)	岩槻	6.0	岩槻城等に被害発生。
1894. 6. 20 (明治27年)	東京湾北部	7.0	埼玉県南部で山崩れ発生。鴻巣、菖蒲で泥の噴出。
1923. 9. 1 (大正12年)	関東南部	7.9	関東大震災。埼玉県内で死者316人。負傷者497人。家屋全壊9,268戸。羽生市では、家屋全壊47戸、半壊22戸。

1931. 9. 21 (昭和 6 年)	埼玉県北部	6. 9	西埼玉地震。埼玉県で死者 11 人、負傷者 114 人。全壊家屋 172 戸。
2004. 10. 23 (平成 16 年)	新潟県中越地方	6. 8	羽生市震度 4。
2011. 3. 11 (平成 23 年)	三陸沖	9. 0	東日本大震災。羽生市震度 5 強、全壊家屋はなし、半壊家屋 4 戸。屋根瓦の落下 1,055 件、ブロック塀倒壊 40 件、電線切断 2 カ所、道路損壊 8 カ所、人的被害（救急搬送 4 件：すべて軽傷）、市内全域停電、水道漏水 18 カ所。市役所の敷地液状化、植栽 60 cm 陥没、庁舎中央階段ひび割れ、その他、体育館、学校施設、公民館などに被害あり。

(当市で今後発生が予測される地震災害の被害想定)

当市では、最近の科学的知見や過去の地震被害を踏まえ、下表の 5 つの地震を想定している。

地震のタイプ	想定地震	地震の規模	想定の方
海溝型地震	東京湾北部地震	M7. 3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する知見を反映
	茨城県南部地震	M7. 3	※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率 70%
	元禄型関東地震	M8. 2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖）※今後 30 年以内の地震発生率ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西緑断層帯地震	M8. 1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	M7. 4	最新の知見に基づく地震条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率 0.5%～2%

被害想定の詳細

今回は、市内での最大震度が 5 強となる地域が多い「茨城県南部地震」また、「関東平野北西緑断層帯地震」について詳細を想定する。

①茨城県南部地震（30 年以内に発生する確率 70%）

最大震度 5 強

建物被害：木造 58 棟、非木造 16 棟、合計 74 棟

物的被害：火災による焼失 3 棟、ブロック塀倒壊数 105 箇所

人的被害：死者 0 人、負傷者 1 名

②関東平野北西緑断層帯地震（30 年以内に発生する確率 0%～0.008%）

最大震度 6 強

建物被害：木造 1,476 棟、非木造 89 棟、合計 1,565 棟

物的被害：火災による焼失 26 棟、ブロック塀倒壊数 901 箇所

人的被害：死者 10 人、負傷者 209 人

【風水害】

(当市で過去に発生した主な風水害)

当市における主な風水害履歴は次のとおりである。

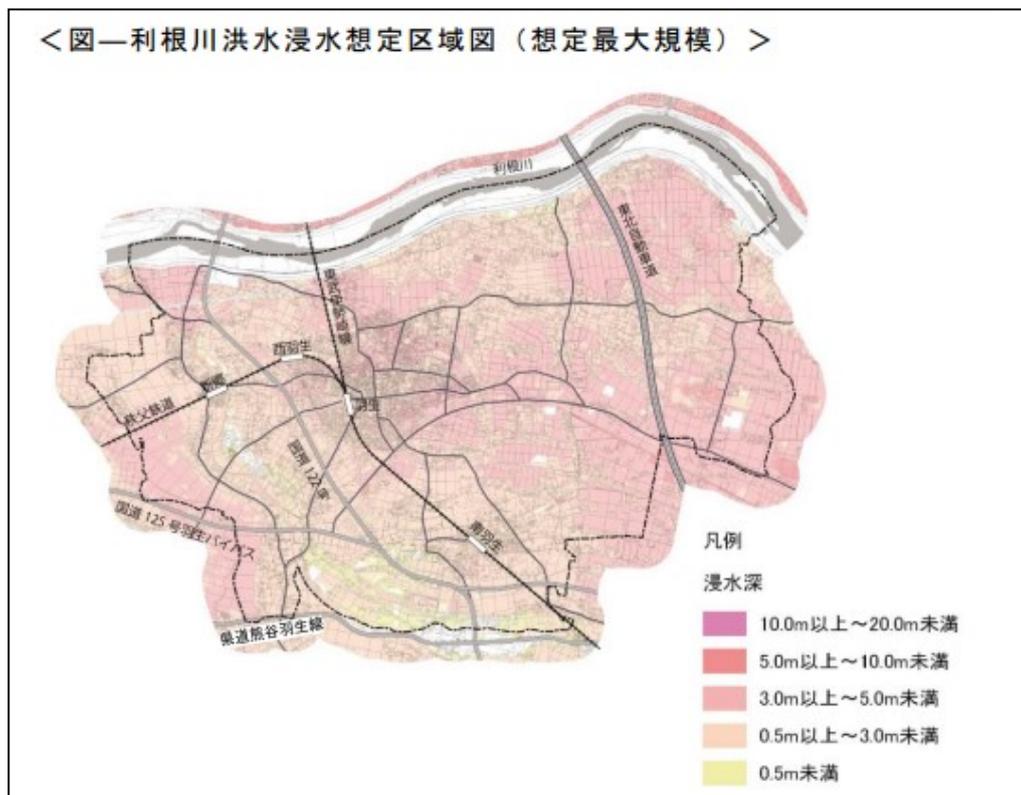
発生年月日	震源	概要
1947. 9. 15-16 (昭和 22 年)	カスリーン台風	利根川の東村（現加須市）が破堤し、逆流が三田ヶ谷、須影、手子林に侵入した。
2016. 8. 21-22 (平成 28 年)	台風第 9 号	市内、床上浸水 2 件、床下浸水 30 件、その他倒木あり。
2017. 10. 21-23 (平成 29 年)	台風第 21 号と前線の影響	市内、床上浸水 7 件、床下浸水 134 件。
2019. 10. 12-13 (令和 1 年)	令和元年台風 東日本台風	市内、床下浸水 24 棟、道路冠水 30 か所。

(当市で今後発生が予測される風水害の被害想定)

当市にかかわる風水害として、主な 2 河川区域を想定した。

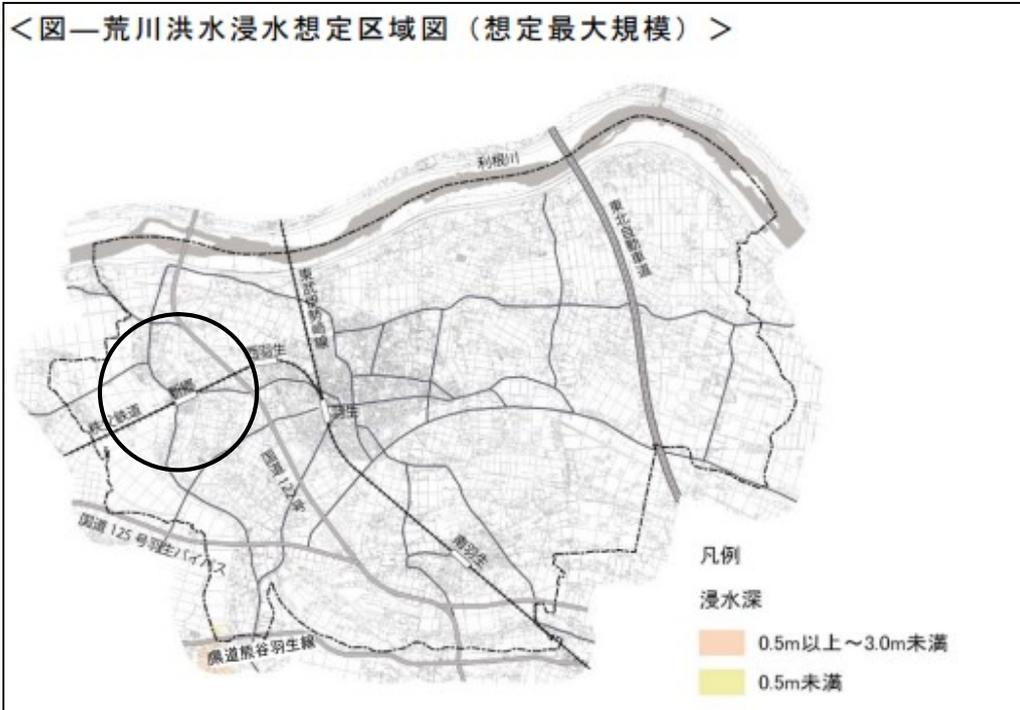
①利根川洪水浸水想定区域

現時点の利根川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨（利根川流域、八斗島上流域で 491 mm/3 日間）に伴う洪水により利根川が氾濫した場合の浸水の状況をシュミレーションにより予測したものである。本市においては、市内のほぼ全域が浸水区域となっている。



②荒川洪水浸水想定区域

現時点の荒川水系の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨（荒川流域で632mm/3日間）に伴う洪水により荒川が氾濫した場合の洪水の状況をシュミレーションにより予測したものである。本市においては、新郷地区の一部が浸水区域となっている。



【その他の災害】

（当市で過去に発生した主な災害）

発生年月日	要因	概要
2001. 8. 22 （平成 13 年）	竜巻被害	羽生市下川崎で竜巻が発生し、軒の屋根瓦や物置が飛ばされるなど、住家被害 46 件、非住家被害が 28 件あった。

（当市で今後発生が予測される災害の被害想定）

今後の地震、風水害以外の予想される災害は次の通りである。

- ①危険物及び放射性物質の大量放出による災害
- ②鉄道及び道路交通等の交通災害
- ③航空機の墜落による災害
- ④降雨、降雹、霜及び雪害
- ⑤竜巻、突風による災害

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当市でも令和 4 年 9 月 26 日時点で延べ 12,590 名が感染した。新型インフルエンザはこれまでも世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

(2) 商工業者の状況

①事業者数及び小規模事業者数

当会地区内における事業者数は2,171者となっており、うち小規模事業者数は1,433者で、全体の66.0%を占めている。

業種	事業者数	割合	備考
建設業	177	8%	市内に広く分布
製造業	322	15%	工業団地を中心に分布
運輸業、郵便業	73	3%	工業団地を中心に分布
卸売業、小売業	624	29%	市内に広く分布
不動産業、物品賃貸業	86	4%	羽生駅を中心に分布
宿泊業、飲食サービス業	229	11%	羽生駅、市役所を中心に分布
生活関連サービス業、娯楽業	218	10%	市内に広く分布
教育、学習支援業	74	3%	羽生駅を中心に分布
医療、福祉	158	7%	市内に広く分布
他サービス	199	9%	市内に広く分布
その他	11	1%	
合計	2,171	100%	

(出典：2016年「経済センサス基礎調査」再編加工)

②事業継続計画(BCP)及び事業継続力強化計画の策定状況

当会の調べでは令和4年9月末までにおいて、「事業継続力強化計画」の認定を受けた当町の事業者数は5者である。

事業継続計画(BCP)の策定事業者数については未調査であるが、全体的に低いと推測される。

(3) これまでの取組み

①羽生市の取組み

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき羽生市防災計画を策定。計画は、羽生市の地域に係る災害に関し、羽生市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全5編(総則、共通編、震災対策編、風水害対策編、大規模事故等対策編)及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・羽生市防災計画の策定
- ・事業所等の防災組織の整備(業務継続計画BCPの作成啓発)
- ・ボランティアの活動支援の整備
- ・防災活動拠点の整備
- ・緊急輸送体制の整備(緊急輸送道路の指定、整備等)
- ・市職員に対する教育(防災マニュアルの配布、現地訓練の実施、研修会及び講習会の実施等)
- ・防災知識の普及活動(防災の日火災予防運動等、最も効果的な時期に広報媒体を用いて普及を図る)
- ・防災訓練の実施
- ・情報伝達体制の整備(防災行政無線、SNS等)
- ・羽生市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・羽生市洪水ハザードマップの作成
- ・羽生市防災マップの作成

②当会の取組み

【周知対応】

- ・ 県等主催等の事業継続計画（BCP）策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画に関する各種施策の周知

【策定対応】

- ・ 災害、BCP 対策として商工会対応マニュアルの作成
- ・ 当会事業継続計画の作成

【保険対応】

- ・ ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・ 総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進
- ・ 損保会社と連携した事業継続計画（BCP）に必要な損害保険への加入促進

【備蓄・訓練対応】

- ・ 市が実施する防災訓練への参加及び協力

【災害時対応】

- ・ 地区内事業者の被災状況収集及び関係機関への報告
- ・ 被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・ 被災事業者への公的融資の斡旋

【感染症対応】

- ・ 感染防止対策の周知、対応支援
- ・ 事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供
- ・ 事業者に対する公的融資の斡旋
- ・ 経営支援員等による各種個別相談会の実施

II. 課題

当会や地区内事業者の自然災害・感染症リスク対策における課題は次の通りである。

（１）事業者の取組状況に関すること

- ①小規模事業者においては、災害リスクへの認識や災害時における情報収集手段、避難場所、事業者の責務等、事業継続に関する知識が充分ではない。
- ②防災や減災の取り組みを図る事業継続計画（BCP）および事業継続力強化計画を策定している事業者は一部に限られている。

（２）商工会の支援体制に関すること

- ①事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画の策定支援に対する取り組みは、国や県の施策普及の広報周知活動にとどまっており、事前対応の活動が十分とはいえない。
- ②職員の災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP作成支援等）を推進するノウハウやスキルが不足している。
- ③職員間で情報や責任共有が十分に浸透しておらず、実際の災害発生時に機能しない懸念がある。

（３）外部との連携に関すること（行政・損害保険会社等）

- ①被災からの早期の復旧・復興を行い、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と羽生市の間における緊急時のより具体的な取り組みや協力体制等の構築が必要である。
- ②災害時対応やリスク軽減対策のためのBCP策定・保険等の加入促進に対する助言を行える職員が不足しているため、県や外部機関とも連携した支援を強化する必要がある。

(4) 感染症対策に関すること

- ①地区内事業者に対して予防接種の推奨、手洗いの徹底、出社のルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の周知など状況に応じた支援を強化する必要がある。

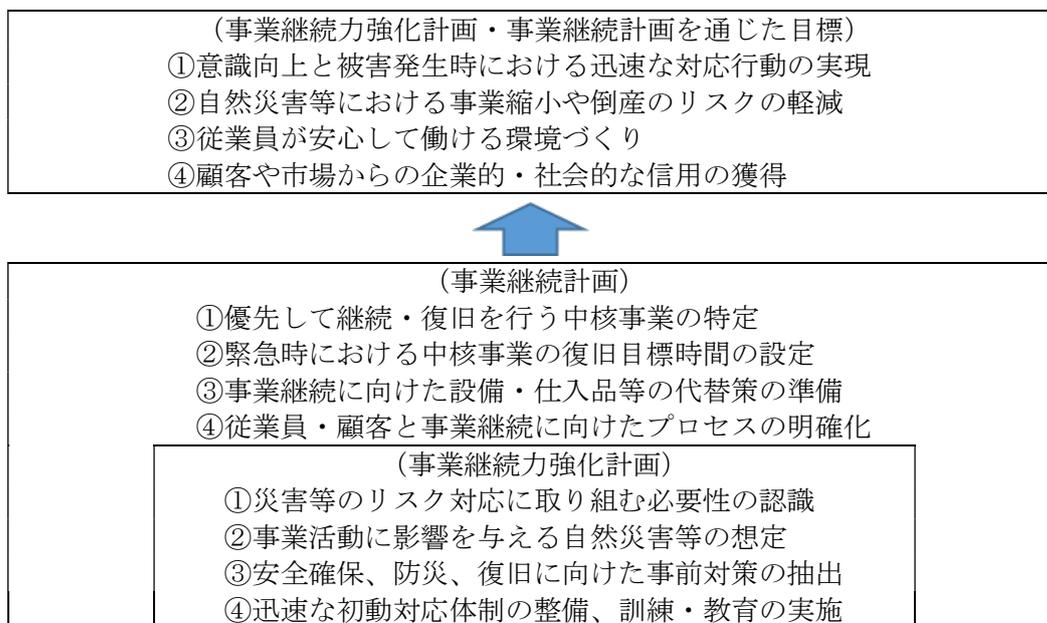
Ⅲ. 目標

目標は次の4項目とする。

羽生市地域防災計画を踏まえた当会の事業継続力強化支援計画を策定し、羽生市と羽生市商工会が一体となり、地区内事業者の自然災害等に対する事前対策や発生後の速やかな復旧を目指した取り組みを実施する。

(1) 事業継続力強化面での目標

- ①地区内事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、BCP策定の必要性を周知する。
- ②地区内事業者に対し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」策定の支援を行う。
- ③BCPの策定支援を行った地区内事業者に対しフォローアップを行い、環境の変化に応じて計画のPDCAサイクルを回す。



(2) 災害発災・発生後の被害状況の把握や応急復旧活動面での目標

- ①災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と羽生市との間における被害情報確認・報告ルートを構築する。
- ②災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、その他の関係機関（埼玉県商工会連合会、埼玉県火災共済連合会、損害保険会社）との連携体制を平時から構築する。

(3) 感染症発生時の被害状況の把握や感染拡大防止面での目標

- ①感染症の国内感染拡大期、地区内感染拡大期には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における連絡・支援体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(4) 当会における支援体制面での目標

- ①各種研修会に当会職員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画の策定等を推進するための知識やノウハウの習得を通じて資質の向上を図る。
- ②当会策定の「事業継続計画（BCP）」の全職員での共有と計画に基づく行動確認や訓練を実施する。

③当会が果たすべき役割や行動計画を災害発生直後、災害発生後、復旧に向けた時期に分けて整理し、対応事項や手順などを危機管理マニュアルとして作成し、災害発生時の早期業務復旧の体制作りを行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

（1）小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に羽生市ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・市広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・当会においても Web 会議の導入に向けて、必要な機器や通信環境等を整備する。

⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者の BCP 策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

⑥防災備品の備蓄

- ・自然災害等による被害に備えて、可能な範囲内で防災備品や食料等を購入し、備蓄する。
- ・同様に感染症の対策用品（消毒液やマスク等）を購入し、備蓄する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和 3 年 6 月に当会の「事業継続計画 (BCP)」を策定済。

(3) 行政・関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②被災した地区内事業者が低金利融資を早期に受けられるよう金融機関と協力、連携を図る。
- ③被災した地区内事業者が早期復旧できるよう優先的な修繕・修理に向け建設関連団体と連携する。
- ④当会と羽生市の行政懇談会や埼玉県商工会連合会、第 4 地区商工会連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ①地区内事業者の事業継続計画 (BCP) 及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と羽生市商工課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②当会職員の安否確認、避難訓練の他、地区内事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③災害や感染症等の影響により、当会職員の欠勤が起こりうるため、全職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後直ちに LINE ワークス及び商工会災害システムを活用して、職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と羽生市、埼玉県商工会連合会で共有する。
- ②国内感染症発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ① 当会と羽生市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③ 職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、羽生市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。
- ④ 大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を羽生市および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の安全を確保 ・ 地域被災者の人命救助への協力 ・ 被害状況の把握および報告 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の把握および報告 ・ 地域災害対策への協力 ・ (特別) 相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ⑤ 当会と羽生市は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。 ※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が市役所を訪問し、直接被害情報等を報告する。

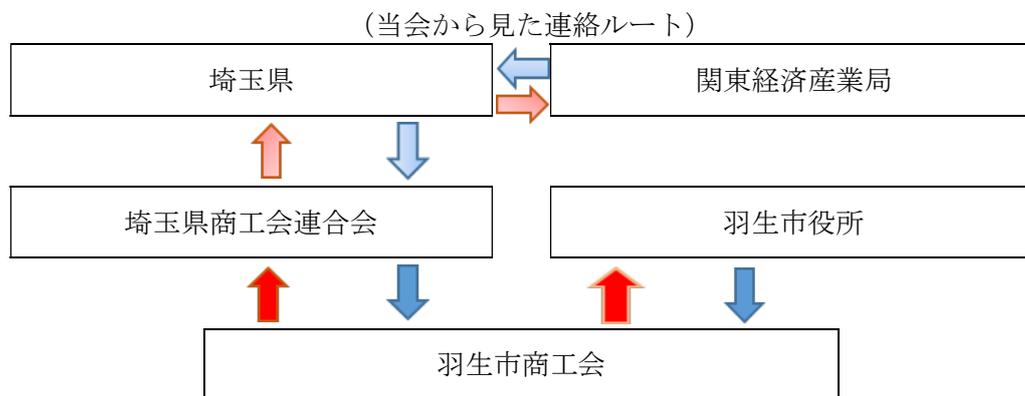
※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。報告には全国商工会連合会の商工会災害システムも活用する。

【脅威となる感染症】

- ①当市で取りまとめた「羽生市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、羽生市および埼玉県商工会連合会にも応援要請をして役割分担を決める。

（３）発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。



- ②羽生市からの要請等に基づき、被災地域において二次被害を防止するための諸活動を実施する。
- ③当会と羽生市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と羽生市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と羽生市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県商工会連合会・埼玉県に報告する。

（４）応急対策時の地区内事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、羽生市と協議する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内事業者に対する復興支援

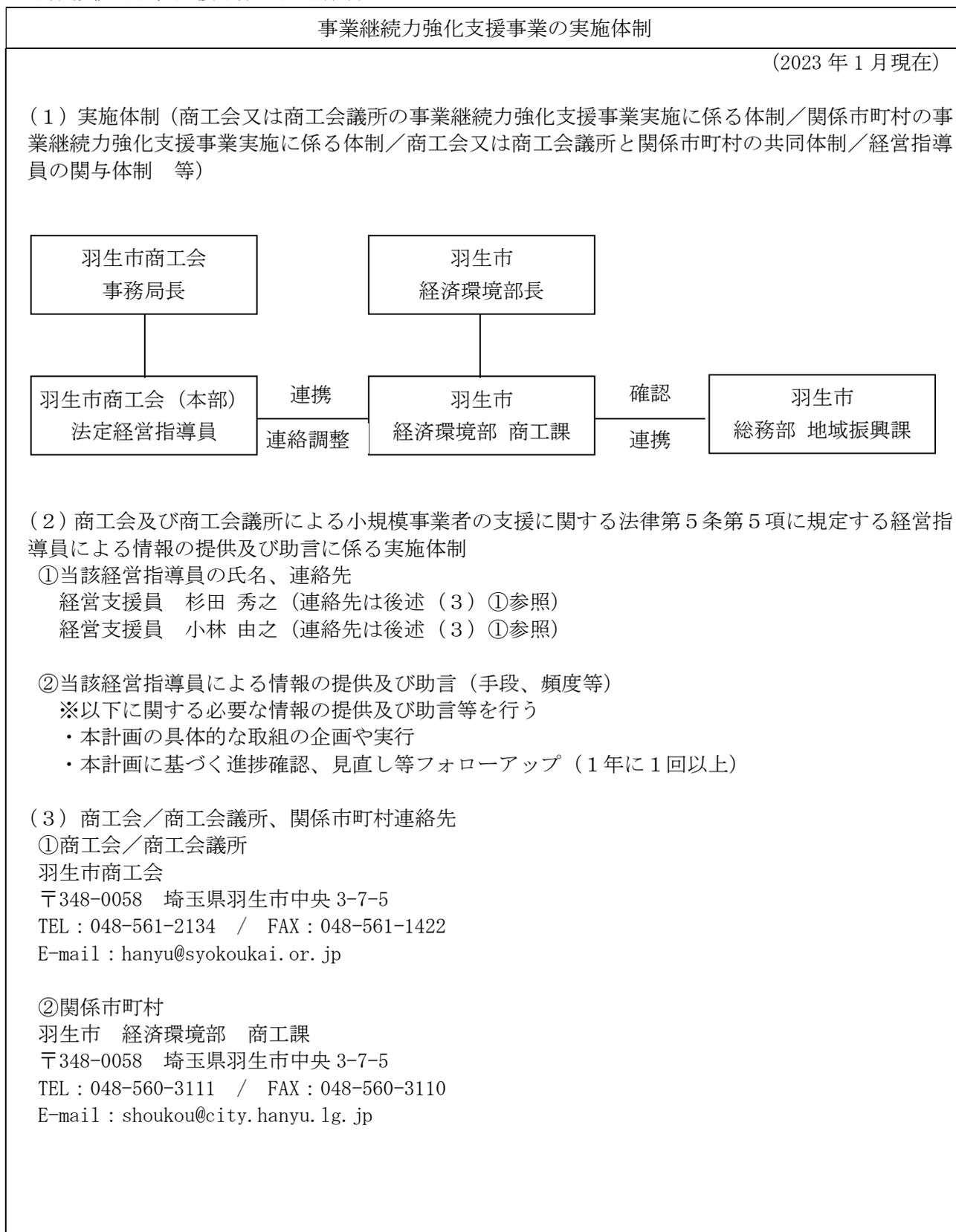
- ①国・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要
「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉
県・埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 周知活動費	50	50	50	50	50
・ BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、羽生市補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>I. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階</p> <p>II. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 三村 喜宏 さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル7階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>I. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP 普及啓発セミナーの開催</p> <p>II. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>I. 埼玉県商工会連合会 ①パンフレット等の広報物提供 ②専門家派遣 ③費用の助成</p> <p>II. 埼玉県火災共済協同組合 ①パンフレット等の広報物提供</p>
連携体制図等